

別表1

第1 事業No.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率	第8 実施要領	その他	
II 農山漁村6次産業化対策整備事業									
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進									
(1) 6次産業化推進整備事業									
	<p>食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6次産業化の市場規模の拡大を目指すこととされたところである。</p> <p>しかしながら、景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）等の認定者は着実に増加しているところだが、認定者の投資は依然として進みがたい実情にある。</p> <p>このため、六次産業化法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。</p>	<p>1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p> <p>2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p>	<p>六次産業化法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携法」という。）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出资者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体（法人格のない団体においては、代表者の定め及び組織・運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一體として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出资者となっている法人なお、構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあっては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>2 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。又は農業協同組合等）であつて、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。）と連携する者をいう。）</p>	<p>補助対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の場合は1及びこれと併せて行う2を補助対象とし、第3の2の農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組において、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を補助対象とし、事業実施主体が食品産業事業者である場合は3を補助対象とする。</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 (4) 捕獲獣肉等提供のために必要な施設 (5) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源活用のために必要な施設 (7) (1)～(6)の附帯施設</p> <p>2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲食用水のために必要な施設 (4) 高生産性農業用のために必要な施設 (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10) 特用林生産のために必要な施設 (11) 農林水産物運搬のために必要な施設 (12) 特認施設 (13) (1)～(12)の附帯施設</p> <p>3 食品の加工・販売のために必要な施設 (1) 食品産業事業者が自ら行う食品の加工・販売のために整備する施設 (2) (1)の附帯施設</p>	2,193,979 千円以内	1/2以内な ど、補助の 上限額は1 億円とする。	6次産業化 推進整備事 業実施要領 (平成24 年4月20 日付け23 第4068 号食料産業 局長通知)	6次産業化 推進整備事 業補助対象 事業事務及 び補助対象 事業費の取 扱いについ て（平成2 4年4月2 0日付け2 3第406 9号食料產 業局長通知）	6次産業化 推進整備事 業における 費用対効果 分析の実施 について (平成24 年4月20 日付け23 第4070 号食料産業 局長通知)